

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全 小委員会

及び 消費経済審議会製品安全部会合同会議

議事録

日時：令和4年3月25日（金曜日）15:00～17:00

場所：Teams 会議、経済産業省別館 1107 会議室

出席委員

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会

片岡委員 川村委員 熊田委員 齊藤委員 坂本委員 宗林委員 水流委員 東嶋委員
西田委員 野々内委員 藤野委員 遊間委員

消費経済審議会 製品安全部会

青柳委員 伊藤委員 木井委員 倉貫委員 関委員 田辺委員 新倉委員 鷲田委員

両審議会兼任

三上委員 猪股委員 神山委員 倉貫委員 坂本委員 唯根委員

○田中製品安全課長 事務局をやっております、経済産業省製品安全課長の田中と申します。まだ入っておられない先生がおられますけれども、時間になりましたので、始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまから産業構造審議会保安・消費生活用品安全分科会製品安全小委員会（第9回）、及び消費経済審議会製品安全部会（第19回）の合同会議を開催させていただきます。

本日はオンラインによる開催となっております。

委員の先生方におかれましては、御多忙のところ、本日の会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。開催に当たりまして、技術総括・保安審議官の太田から御挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○太田技術総括・保安審議官　太田でございます。委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、御参加をいただき、誠にありがとうございます。製品安全行政に様々な点から御協力をいただいていることに改めて御礼申し上げます。

今回の合同会議は新型コロナウイルス感染症対策のため、昨年に続き、T e a m s 会議により、オンラインで開催させていただきました。御不便をおかけしますが、御理解いただけますと幸いです。

製品事故の防止は、国民の皆様の安全で安心な社会の実現のために重要な課題です。これまで関係者の取組により、重大製品事故は減少傾向となっております。一方でコロナ禍ということもあり、インターネット取引はさらに増加をしてございまして、それによる製品事故の割合も増加してございます。また、高齢者の事故対策も引き続き重要な課題となっております。特に最近は除雪機による死亡事故が増加してございまして、これを減らしていくべく、しっかり取り組むことが重要でございます。また、いわゆる非純正バッテリーのリコールも発生してございまして、迅速かつ適切なリコールも引き続き重要な取組となっております。

今回の合同会議は昨年以來1年ぶりの開催となりますので、こうした製品安全に係る様々な最近の動きを御紹介させていただくとともに、規制の見直しについても議論をさせていただく予定としてございます。幅広いトピックスが議論の対象になりますけれども、ぜひ委員の皆様方からは忌憚のない御意見を賜りますと幸いです。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○田中製品安全課長　どうもありがとうございました。

それでは、進めさせていただきます。本日は合同会議となっておりますけれども、消費経済審議会の製品安全部会につきましては、昨年、部会長が三上部会長に交代になっております。

それでは、部会長兼小委員会委員長の三上先生から御挨拶をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○三上部会長兼委員長　皆さん、三上でございます。本日の合同会議の進行役を務めさせていただきますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

本日は両会議合同ということで、総勢30数名という大所帯の会議になります。また、本日の論点も大変たくさんあると思いますので、できる限り多くの皆様に御発言をいただきたいと思ひます。ぜひ皆様の御協力をよろしくお願ひいたします。

進行役を務めますが、今日は御挨拶のところだけカメラをオンにいたしまして、あとはカメラをオフにして進行を務めさせていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

○田中製品安全課長　　ありがとうございました。以降の議事進行につきましては三上先生にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○三上部会長兼委員長　　それでは、事務局より委員の出欠の確認をお願いいたします。

○田中製品安全課長　　まず、新しく審議に御参加いただく委員の方を御紹介させていただきます。オンラインマーケットプレイス協議会の片岡委員、東京大学の熊田委員、東京工業大学工学院の西田委員が、本日より審議に加われます。よろしくお願いいたします。また、本日は佐藤委員、河津委員、安好委員からご欠席の御連絡をいただいております。

本日はコロナウイルス対策ということでオンライン会議ということになっておりまして、傍聴なしとさせていただいておりますけれども、Y o u T u b e での動画配信を行っております。また後日、経済産業省のホームページに議事録を公開させていただければと思っております。

以上です。

○三上部会長兼委員長　　ありがとうございました。

会議の定足数について確認をさせていただきます。委員の出席者が過半数を超えておりますので、成立することを確認いたしました。

では、続いて資料の確認を事務局よりお願いいたします。

○田中製品安全課長　　配付資料につきましては、事務局から事前にお送りしたPDF資料を御参照いただければと思います。またモニターにも説明に沿って資料を表示いたしますので、こちらも併せて御参照いただければと思います。資料は議事次第、委員名簿、資料1、2、3となっております。もし不具合や御不明な点がございましたら、チャット機能をお使いいただいて、事務局にお知らせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○三上部会長兼委員長　　ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。事務局より、議事の1番目の報告事項について、御説明をお願いいたします。

○田中製品安全課長　　それでは資料1から説明させていただければと思います。画面の共有をしますので、少しお待ちください。

お待たせいたしました。画面が映りましたので、資料の説明をさせていただきます。資

料1の、まず3ページを御覧ください。重大製品事故の報告・公表制度ということでございまして、改めましての御説明ですけれども、法律に基づいて、事故が発生した場合に報告をいただいて、消費者庁のほうで収集し、公表し、経産省のほうで原因究明を行っているということでございます。

次のスライドをお願いします。これが2021年の重大製品事故の受付件数でございます。全体では1,042件となっております。死亡事故が34件で、製品別で一番多いのは電気製品となっております。火災が807件と多いということで、この傾向としては去年も同じという感じになっております。

次のスライドをお願いします。こちらが重大製品事故の件数の推移でございますけれども、2020年に比べると若干増えているということがわかっていただけだと思いますが、ほとんど変わらないというところでございます。全体的な、この15年で見ますと減少傾向かなと考えております。この緑のところ、電気製品事故が少し増えているので、前年より少し増えているということかと考えております。

次のスライドをお願いします。こちらは受付ベースではなくて、事故の発生年ベースで推移を見た図でございますけれども、こちらで見ますと、最近、若干減少傾向ということが見て取れるかと思えます。

次のスライドをお願いします。そうした中、死亡事故について、もう少し分析を行いました。やはり死亡事故は何としても避けなければいけない事故でございますので、こういった傾向にあるのかということ进行分析したものでございます。左側の下のグラフを見ていただければと思えますけれども、火災による死亡事故、青いグラフが減っているのに比べて、オレンジの、火災以外の事故が増えております。これは何かといいますと、右側の棒グラフを見ていただければと思えますけれども、除雪機の事故が、2019年の1件から2021年6件ということで増えておりまして、それがその他の死亡事故が多くなっている原因になっております。ですので、除雪機の死亡事故、冒頭、技保審の太田からもありましたけれども、これを減らしていくというのが非常に大事な課題になってきているところでございます。

次のスライドをお願いします。除雪機による死亡事故の発生状況を10年間で見たものが右のグラフでございまして、40件発生しております。40件の事故のうち死亡事故が25件と、約6割になっておりまして、特に60歳以上の高齢者の割合が非常に高い、約8割というところが特徴かなと思えます。事故の事例といたしましては、左側に書いておりますけれど

も、この4つの分類に大きく分けられると考えております。

次のスライドをお願いします。除雪機の死亡事故への対応ということでございますけれども、2020年のシーズンで多発したということに加えまして、2021年、今期のシーズンでは積極的な広報を展開しております。具体的には、2021年12月23日に消費者庁、N I T Eと合同で注意喚起を実施しております。その結果、こちらを見ていただけると分かるように、メディアでの報道がかなり伸びております。特にN I T Eのほうで動画をつくっていただいたということもありまして、それが非常に危ないというのが分かりやすい動画になっておりましたので、報道されたということでございます。また今年に入ってから、大雪の日もございまして、除雪機の死亡事故が起きているということを確認しましたので、1月14日に改めての注意喚起を行わせていただいたところでございます。この結果、現在の事故の発生状況でございますけれども、左側のグラフ、赤のところは事故の発生件数でございます。こちらを見ていただくと、今年のシーズンは3件で、去年のシーズンが11件ということが分かりますので、傾向としては減少していると考えているところでございます。

次のスライドをお願いします。こちらがN I T Eでつくっていただいた動画の御紹介でございますけれども、先ほど申し上げた4つに分類されるという事故の原因に対して、それぞれ分かりやすい動画をつくっていただいたということでございまして、これは非常にうまく訴えることができたのではないかと考えております。

次のスライドをお願いします。11ページでございます。これは別の話でございますけれども、非純正のバッテリーによる事故の発生状況でございます。この非純正というのは、いわゆるコードレスの掃除機について、最初からついているメーカーのとは別のメーカーのバッテリーに交換して使うことによる事故が非純正バッテリー事故ということなのですが、こちらが増えております。11ページの右側のグラフ、黄色が非純正で青が純正なのですが、黄色の事故が増えているというのが見て取れると思います。この原因といたしましては、ちょうど昨年、2つの会社でリコールが発生しておりますので、この2つの会社での非純正バッテリーの事故が多く発生したことが原因と考えております。

次のスライドをお願いします。それが具体的にこちらの2つの製品でございまして、すみとも商店とロワ・ジャパンという会社の2つの製品なのですが、それぞれ7件、4件で合計11件の事故が発生したということでございました。ですので、すぐにリコールをさせていただいたわけですが、保管をしている状態でも発火のリスクがあるとい

うことで、その取扱いについても注意が必要ということでございました。

次のスライドをお願いします。ですので、経産省のほうで、N I T Eの協力を得て調査を行いました。掃除機の運転を行うことによって、放電をして、安全な状態にすると。それによって発火に至らないということも確認できましたので、昨年12月にプレスリリースを行いました。放電した後、廃棄回収を行ってくださいということで対応を進めてまいりました。また、このリコールにつきましては、ネットモールのほうで販売されておりましたので、全ての購入者が特定できていたということが特徴としてございます。このため、いろいろな注意喚起等を行うときには、ダイレクトメールなども活用して、直接買った方に連絡ができたということでございまして、そういった意味で、リコールの回収もそこそこまくいったのではないかと考えているところでございます。

続きまして、14ページでございます。輸入製品の重大製品事故の件数でございますけれども、これは全体の傾向でございますが、2020年、2021年と2年連続で輸入製品の重大製品事故が国内を上回ったということになっております。

次のスライドをお願いします。15ページでございますけれども、原因分析でございます。製品起因による事故は約3割ということで、これにつきましては必要に応じてリコール等の対応を行っているところでございます。

16ページをお願いします。高齢者の重大製品事故の傾向でございますけれども、左の下の図を見ていただきますと、やはり高齢になるほど、死亡とか重症といったものが増えてくると思っております。特に70、80代の高齢者では死亡事故が多いということでございます。ですので、この対策、非常に大事な課題だと考えております。また、重大製品事故全体の中での60歳以上の割合というのも4割ございまして、もちろん高齢者の人口自体も増えているということでございますけれども、高齢者による事故の対策も大事な課題だと考えております。

17ページをお願いします。こちらはインターネットで取引された製品による事故の割合でございます。これは重大製品事故全体の中での割合を折れ線グラフで表しております。右肩上がりの傾向になっておりますので、この点も非常に大事な課題になっているところでございます。

続きまして、リコールの話題に進ませていただきます。19ページでございますけれども、こちらが新たに、2021年に開始されたリコールの件数でございます。トータル76件ということでございまして、先ほど申し上げたすみとも、ロワの事故についても、この中に含ま

れているということでございます。

次のスライドをお願いします。リコール製品による重大製品事故というものも全体の1割を占めておりまして、これはリコールできていないがゆえに起きてしまう事故ということなのですけれども、全体の割合自体は徐々に減ってはいるのですが、引き続き1割ぐらいは起きているということでございますので、消費者庁と一緒にリコールに関する特記事項という形で注意喚起を行っているところでございます。

次のスライドをお願いします。これまでのリコールの回収状況を整理したものでございますけれども、やはり回収率が高いものというのは、2年未満の短期間で回収していることが見て取れるかと思えます。一方で回収率が低いものというのは、リコールの開始から時間がたってもなかなか上がっていかないというのが見て取れるかと思えます。そういった意味で、早めに回収をしてしまうのが大事だと考えております。

リコールの取組についての実態調査も行っておりまして、22ページでございます。回収率が高い企業に対してヒアリング等を行いまして、こういった取組を行えばリコールの回収率が上がるのかといったところを整理いたしまして、優良事例というような形で取りまとめて、公表できないかと考えているところでございます。左側のグラフで見ただけだと分かるように、一つの大きな特徴といたしましては、メールやダイレクトメールが送れると非常にリコールの回収率が上がると考えておりますので、テレビとか新聞でマスに訴えかけるよりは、個別に買った人に連絡することが回収率の向上にはつながると考えているところでございます。

次のスライドをお願いします。今後のリコールについての課題でございます。こちらは、今後、こういうこともあり得るのではないかという意味で書いているものでございます。例えばリコールのリスクレベルみたいなものを指標化して、リコールの対応について、行政、事業者、それぞれ強弱をつけて対応していくということも今後、あり得るのではないかと考えているところでございます。

続きまして、法律の執行状況に移らせていただきます。25ページをお願いします。これはいつも使っているスライドで恐縮ですけれども、製品安全の法律の概要でございます。こちらに書いている4つの法律で大体500品目を事前規制しているということでございます。

26ページが届出の件数でございます。8,000件を上回るぐらいでございますので、大体変わらないところでございますけれども、電安法の届出が非常に多いということござい

す。

次のスライドをお願いします。違反件数でございますけれども、311件でございます。その前の年に比べると減っているかと思いますが、原因等は後でまた御紹介します。

続きまして28ページですけれども、試買テストの結果です。試買テストを行っております、実際に流通しているものを買って、本当に違反していないのか、技術基準に適合しているのかといったようなところの確認を毎年行っておりますけれども、その結果をまとめたものが28ページでございます。

29ページが、それぞれの法律ごとの違反の詳細でございます。

次、30ページ、これは自治体による違反の件数でございます。販売事業者に対する対応を自治体をお願いしているところでございます。

続きまして、31ページから、インターネット取引における製品安全について御説明いたします。

32ページ目をお願いします。左側にグラフがありますけれども、インターネットの取引、電子商取引が非常に伸びているということが見て取れるかと思いますが。コロナの影響もあるかと思いますが、こういったインターネット市場、モール市場というのが健全に発展していくことが大事だと思いますので、そのために製品安全、安全の確保が大事なかと考えております。

33ページをお願いします。こちらは再掲でございますけれども、重大製品事故の中で、インターネット通販で購入した製品の割合です。具体的にこの3年間でどんなものが事故が起きているのかということ整理したものでございます。見ていただくと分かるように、二次電池、モバイルバッテリー、電気掃除機といった上位3つがバッテリー関係でございますので、モールでのバッテリー取引で事故が起きているということが分かるかと思っております、このあたり、しっかり対応していく必要があると思っております。

次のスライドをお願いします。これはインターネットを通じた違反品の販売状況でございます。これは見ていただくと分かるように減っております、特に消安法と液石法、紫と緑のところが減っておりますけれども、これはネットパトロールというのを令和2年度から行っております、これが影響しているのかなと考えているところでございます。これは我々のほうで、ネットで売られている規制対象品目を見て回って、PSマークがないとか、疑わしいものについては販売している人に確認するということをやっております。こうした中で出品削除が行われる場合もありまして、それが179件なのでございますけれども、こ

れによって、結果的には違反になる前に削除されたということで、そういった効果もあって減っていると考えております。そういう意味で、このネットパトロールというのは引き続き大事だなと考えております。

次のスライドをお願いします。これは2020年に行いました検討会の提言を受けたフォローアップをモールの事業者様と一緒にやっているということを表した図でございます。

次のスライドをお願いします。モール事業者の協力体制です。これは前から構築しておりますけれども、何か問題があれば出品削除の要請といったような対応をお願いしてきているところでございます。

その次、37ページでございますけれども、これは2020年の7月に、我々のほうからモールの事業者をお願いをさせていただいております。具体的には、こちらの下の3品目について、モールのほうで事前にP Sマークの表示等を確認してほしいというお願いをさせていただいているところでございます。やはりリチウム電池の事故が多いということもありますので、ここは非常に大事なところかと思っております。また、最近、違反が多い乗車用ヘルメットというのも今後、追加でお願いできないかと考えておまして、今、調整をさせていただいているところでございます。

次のスライドをお願いします。こうしたモールによる出品の確認をやっていくときには、国が持っている届出情報というのを活用したいと、こういった要望も寄せられているところでございます。ですので、法律に基づく制度も活用しながら、こういった情報についても提供させていただいているところでございます。

39ページでございます。こちらはモールの話ではないのですが、規制対象品目のレーザーポインターで違法なものが海外サイトで直接販売されているといった事例がございました。これについて、販売サイトの確認をして、公開停止というのを従来から行ってきておりますけれども、今年度につきましても、引き続きそういう違反サイトについては公開停止状態を保持できているということを確認しているところでございます。

40ページでございます。こちら、我々のやっているネットの監視といった取組でございます。先ほど申し上げた左側、37ページと書いている、モールをお願いしている出品前審査と、右側の赤いところで書いております、我々が行っているネットパトロール事業、この2つを行いながらネットの監視を行っているところでございます。

次のスライドをお願いします。41ページでございます。これによって179件の出品削除につながったということは先ほど申し上げたとおりでございます。このネットパトロール

はどのように行っているかといいますと、国が外注をいたしまして、その外注先のほうで、規制対象品目について何か問題がないか、実際にサイトをチェックして、問題があれば、我々と一緒に対応する、こういったやり方を行っております。引き続き、こういった対応を進めていきたいと考えております。

42ページをお願いします。製品安全誓約に向けた取組というのを行っていきたいと思っております。これはプロダクト・セーフティ・プレッジと呼ばれている取組でございます。EUやオーストラリアで既に行われている取組でございます。これはOECDのほうで、もっとほかの国にも展開しようといった動きがございます。我が国も、これまでモールの事業者とさまざまな取組をやってまいりましたけれども、この製品安全誓約（Product Safety Pledge）の取組もやっていきたいと考えておりまして、これによってさらにインターネット取引の製品の安全を高めていければと考えているところでございます。

これはどんな取組なのかということなのですが、次の43ページを御覧ください。これはオーストラリアの事例でございますけれども、オーストラリアは去年から始めております。左側に書いております製品安全誓約というような形で、これが全部ではないのですけれども、項目を書いて、これをやっていきますというようなことを宣言をするといったものでございます。モールの皆様方がこれに署名をして、これをやっていきますということを世の中に宣言して、その状況などを、それぞれの政府に定期的に報告をし、それを政府のほうでフォローアップして、状況を公開しているというような取組をオーストラリアで行っているところでございます。日本でどうするかというのはこれから検討していくこととなりますけれども、こういったオーストラリアの事例を参考にしながら、同様の取組を進めていけないかと考えているところでございます。

44ページでございます。モールに関する法律が新しく、昨年、成立しております。これにつきましては、製品安全4法と関係しているところもございますので、うまく連携しながら進めていければと考えております。

続きまして、高齢者の製品事故対策でございます。46ページでございますが、こちらも再掲でございます。高齢者による死亡事故対策は大事な取組でございます。

次のスライドをお願いします。高齢者の対策でございますけれども、47ページに書いておりますとおり、左側の製品へのアプローチと、右側の人へのアプローチです。両方を組み合わせて、安全な製品の実現をしていきたいと考えております。

次のスライドをお願いします。具体的にいいますと、まず製品へのアプローチというこ

とでは、リスクアセスメントをN I T Eのほうで実施しておりまして、それによって製品側のさらなるリスク低減が可能かといった検討を行っております。

その結果が、次のスライドでございます。介護ベッドにつきましては、業界団体と一緒にリーフレットを作って注意喚起をすると、こういったことにつながっております。介護ベッドの場合は、J I Sが新しくできてから事故は減っているのですけれども、いろいろ注意していくところがございますので、リスク評価の結果を踏まえて注意喚起を行ったところがございます。

次のスライドをお願いします。50ページでございますけれども、今年度のリスク評価という意味では、手すりとか脚立、こういったところを行っております、これは非常にリスクの高い製品だということで対象製品とさせていただいたところがございます。

51ページがその結果でございますして、こちらが手すりのリスクアセスメントの結果でございます。下にR-M a pを載せておりますけれども、挟み込みの事故の結果でございます。転倒、挟み込み、いずれもAの赤いところに位置しておりますので、これをどんどん下げていくことが大事だと考えております。いろいろな取組によって、BとかCに下げていきたいということでございます。

次のスライドをお願いいたします。これははしごでございます。これも同じようにA領域でございますので、これをB領域、C領域に下げていくということが大事かと考えております。このリスク評価の結果を踏まえながら、業界団体等とも協力しながら、注意喚気等を行っていきたいと考えております。

53ページでございますけれども、製品のリスク評価に加えて身体データの計測と、こういったところもやっていきたいと考えております。

次のスライドをお願いします。こういった形でデータを取って、行動ライブラリなども既に出しているところがございますけれども、データを世の中にどんどん出していくことによって、より安全な、高齢者に配慮した製品がメーカーによって作られていくようなことを後押ししていければと考えております。

また55ページでございますけれども、高齢者の製品安全のポータルサイトというものをつくりまして、より発信力を高めようという取組も行っているところがございます。いろいろな取組をここで一元的に見られるということでございます。

次をお願いします。これは先ほどのポータルサイトの中で、P Sアワードの受賞企業の、高齢者向けの製品を作っている企業も載せてP Rしているところがございます。

続きまして、6番の議題でございます。58ページです。PSアワードでございます。これは毎年やっているものでございますけれども、製品安全文化の醸成という観点から非常に大事な取組だと考えております。今年度は8社の企業が受賞されております。この中にはネットモール部門というのもございます、今年度はアマゾンジャパンさんが受賞されているところでございます。

59ページでございます。こちらは製品安全対策ゴールド企業ということでございまして、PSアワードで経済産業大臣賞を3回以上受賞した会社をゴールド企業として認定しております、現在、この6社が認定されているところでございます。

その次のスライドは参考でございますけれども、PSアワードの受賞企業を地域別に表したものでございます。東京、大阪に加えて新潟が6社以上になっているところでございます。

61ページでございます。昨年度なのでございますけれども、このPSアワードの制度が始まってから10年以上経過しているということもありまして、もうちょっと改良したらいいのではないかと議論を行ってまいりました。その結果を踏まえて、いろいろな取組を、できるものから行っているところでございます。その中で、2022年度、来年度から自己宣言制度というものを始められないかと思っているところでございます。

具体的には次のスライド、62ページをお願いします。右側のチェックシートというような形で、製品安全の取組をまずチェックしていただいて、その下の自己宣言書という形で、世の中に対してやっていきますよと宣言していただく、こういった取組を考えております。これは、製品安全の取組をやりたいのだけれども、どういことをやったらいいのかわからないという声もございましたし、PSアワードに応募するのはなかなか敷居が高いというお声もいただいておりますので、そういった企業の皆様方については、この自己宣言などを活用していただけると、ちょっと敷居が低いのかなと考えているところでございます。こういった形で、製品安全に取り組む企業をどんどん増やしていけないかと考えております。また、このチェックシートを使った自己宣言を行った企業は、その後、PSアワードに応募していただくみたいな、こういった流れをつくっていくと非常にいいのではないかと考えているところでございます。

次のスライドをお願いします。PSアワードの世界の中では、製品安全コミュニティというのをつくっております、受賞企業のコミュニティということなのでございますけれども、こちらの取組も行っております。いろいろな企業の横連携が生まれるということで、ビジネ

スチャンスの拡大などにもつながっているというお声もいただいております。今年度から、令和3年度を取組のところに書いておりますけれども、2つワーキングを立ち上げて、より、このコミュニティの活動の活性化ということにも取り組んでいるところでございます。引き続き、来年度も取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、64ページでございます。消費者教育でございますけれども、これは昨年の夏に読売KODOMO新聞に載せまして、QRコードで右側の自由研究ワークシートに誘導して、小学生の皆様方に製品安全に親しんでもらって、関心を持っていただけないかと、こういった取組を行いました。これはなかなか反響もあって、ウェブサイトのアクセス数が去年の夏に伸びたといったような効果もありましたので、今年の実験も生かしながら、来年度の取組にもつなげていきたいと考えているところでございます。

続きまして、65ページでございます。製品安全総点検月間というもので、11月にやっておりますけれども、去年は店舗でのポスター、冊子の販売、あとウェブサイトへの誘導、こういったことも行いました。左側に載せておりますけれども、「うんこドリル」というキャラクターを使ったりしてPRなども行ってきたところでございまして、ウェブサイトのアクセス数なども、その前の年度に比べると伸びるというような形になっているところでございます。

66ページでございますが、災害時の事故を防止するための呼びかけというものも行うようにしております。具体的には、夏など、非常用発電の装置を使うときに一酸化炭素中毒になって死亡してしまうというような事故も起こっておりますので、これをタイムリーに注意喚起するというようなことも昨年8月、右下に書いておりますけれども、行っております。消費者庁、NITEと合同で行ったということでございまして、引き続き、いろいろな関係者と連携しながら、こういった注意喚起をしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

67ページは再掲でございまして、除雪機の注意喚起も行っているところでございます。

その次、68ページでございますけれども、広報戦略の強化ということで、Twitterによる発信というのも力を入れてやってきております。アイコンを変えるとといったような変更も行いましたけれども、結果的に閲覧数は、昨年と比べると結構増えているかなと思っております。特に11月の、黄色のマーカーで書いている製品安全総点検月間のところは力を入れて、我々もツイートをやりましたので、前年比9.34倍と、こういった閲覧数になっているところでございます。引き続きTwitterはタイムリーに発信できること

ろが強みだと思っておりますので、うまく活用していきたいと考えております。

その次、69ページでございますけれども、こちらは政府広報でございます、ラジオとかテレビ、あと新聞といったところでの広報も引き続き行っております。例えば新聞で、リコールに注意するという広告を打つと、経産省のリコールのホームページのサイトのアクセス数が4倍になるというような、こういった効果も出ておりますので、引き続き、こういったいろいろな媒体を通じて、戦略的に広報を行っていくことが大事ではないかと考えております。

続きまして7番目、国際連携・協力のお話でございます。

71ページでございます。これは再掲でございます、輸入品による事故が増えているという話でございます。

72ページでございます。輸入品の事故が増えていることも踏まえまして、いろいろな海外の国、地域と協力しながら、製品安全政策を行っていく必要があると考えております。特に海外の情報をしっかりキャッチして、なるべくいろいろな制度等も合わせていくような取組が大事だと考えておりますし、あと、日本のルールをしっかり守っていただくという意味では、日本のルールを発信して、海外の事業者にも守っていただく、こういった取組も大事だと考えているところでございます。

次のスライドをお願いします。73ページです。これは具体的にアメリカとかタイとか、こういったバイでの国際連携もやっていますよという紹介でございます。

その次の74ページが、例えばOECDなどの会議にも参加をして、いろいろな連携を行っているところの紹介でございます。

75ページでございます。これはインターネットのところでも申し上げましたけれども、製品安全誓約の取組です。この取組について、OECDでコミュニケが出されておりますので、OECDの取組と連携しながら、国内事業者と検討を進めてまいりたいと考えております。

その次が経産省の英語のサイトの充実ということで、英語による発信も強化をしているところでございます。これはサイトを大幅に改修いたしました。また中国語のページなどもつくったりして、より海外の事業者の皆様方に日本のルールを分かっていたいただけるような取組をやっているところでございます。

77ページでございますけれども、これはNITEの取組でございます、海外のいろいろなリコールの情報というのも今、取れますので、その中で日本で販売される可能性があ

るものについては、N I T Eのほうで整理を行って、モールの事業者提供に提供させていただいております。こういった取組も行っているところがございます。

最後でございます。製品安全に関する手続の電子化でございます。79ページでございます。製品安全の制度につきましては、電子申請、これは保安ネットと呼んでおりますけれども、このシステムが既にできております。ですので、いかにこのシステムを使っていただく企業の方を増やしていくか、これが課題になっているところがございます。オンライン化率ということでございますと、2月の時点で46%といった形になっております。

次のスライドをお願いします。80ページですけれども、これはこのシステムができてからの2年間の電子化率の推移でございます。最初は結構伸びていたのですが、やはりある程度までいくと、なかなか伸びが鈍化しているところがあるのかなと思います。でも、緩やかに伸びていると思っております。

81ページは、政府のほうでもデジタル・ガバメントの実行計画もあって、オンライン化を進めているという御紹介でございます。

82ページでございますけれども、オンライン化率を伸ばすためにいろいろな取組を行ってまいりましたという紹介でございます。例えばウェブサイトの拡充を行いましたとか、あとはその次のスライドですけれども、業界団体との連携、経産局との連携、個別の事業者への働きかけと、こういったことも行っているところがございます。いずれにいたしましても、今後もしっかり普及、周知等を行って、オンライン化率の向上に取り組んでいきたいと考えております。

すみません、ちょっと長くなりましたけれども、資料1の説明は以上でございます。

○三上部会長兼委員長 田中課長、どうもありがとうございました。

それでは、皆様からの御質問、御意見を承りたいと思います。発言を希望される方は手のひらマークのボタンを押していただければと思います。よろしく願いいたします。川村委員からよろしいでしょうか。

○川村委員 ありがとうございます。報告の中で参考資料として44ページ、「モール運営事業者に係る新たな法律について」という御案内があったのですが、25ページの「製品安全4法の概要」のところで●が4つある中の一番最後、「販売事業者等はP Sマーク表示がない製品を販売・陳列してはならない」という文言があるのですが、ここにモール事業者は入るのですか、入らないのですかというのがまず質問です。

私としては、モール事業者であっても陳列という部分は当然するわけですから、この

「販売事業者等」の中にモール事業者も入るのではないかという解釈をしているのですけれども、であれば、わざわざ、新たな法律を制定する必要もないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○三上部会長兼委員長 課長、どうぞ。

○田中製品安全課長 ほかに手を挙げている方がおられますが、私の方からお答えいたします。

まず、資料の中の「販売事業者等」にモールが入るのかということなのですが、これは入りません。モール事業者が販売を行っているわけではなくて、販売を行っているのは出品者であるからということでございます。なので、これは入らないということでございます。

ただ、一方でモール事業者は出品者が出品しやすくしているという、環境をつくっているというところがございますので、そういった観点での一定の役割はあると考えておりますので、いろいろな連携を、先ほど申し上げた取組を行ってきているところでございます。

○川村委員 ただ、モール事業者の中には、Amazonのように自社で販売をしているということもありますよね。Amazon自体が販売している。これは明らかに販売業者になりますよね。

○田中製品安全課長 おっしゃるとおりです。自社で販売している場合は販売業者になります。

○川村委員 分かりました。

○三上部会長兼委員長 ありがとうございます。東嶋委員、お願いいたします。

○東嶋委員 ありがとうございます。東嶋です。ちょっとページ数が分かりませんが、3点、意見を述べさせていただきます。

全体としては、事故情報分析と、それからタイムリーな注意喚起をしていただいて、ありがとうございます。

1点目は高齢者の問題のところですが、これまでのリスクアセスメントや、行動ライブラリに加えて身体関連データの計測をこれからしていただくということで、やはり高齢者の安全を守るということではデータの収集・活用が非常に大事だと思いますので、様々な観点から収集・活用できるように、多様な企業、大学、研究所等の参加を広く求めています。もう大分前になりますが、以前、下着メーカーが日本の女性の体をかなり広い範囲、人数で計測して、それを

様々な開発に役立てたという事例もございましたので、期待しております。

2点目なのですがすけれども、PSアワードについて、長い間、表彰に取り組んでいただいて、製品安全コミュニティをつくっていただいているのですが、非常によい取組だと思えます。ただ、せっかくのよい取組もあまり多くの方に知られていないのが実情ではないかと考えます。せっかくの好事例を多くの人に知っていただいて、参加者を増やして、それから消費者がそういったメーカーや販売店を選べるようにということで、今もホームページ等で広報していただいていますけれども、製作の過程のストーリーを、製作者の顔が見えるような形で動画などをネットに上げていただけると、どんな取組を、どのような方がなさっているのかというのが分かりやすいので、そういった感情に訴える広報をしていただくと、より共感を得られるのではないかと考えています。

特に安全対策はコストだと考えられてきましたけれども、最近は市場が広がってきていて、消費者自身が安全という価値を選びたいという気持ちになっていると思います。ですので、こういった社会の波を捉えて、安全というブランドを日本のブランドとして、価値として市場創出を経済産業省から呼びかけていく、そういうきっかけにされたらよろしいのではないかと考えます。

最後、3つ目なのですがすけれども、教育についてです。教育にもいろいろ取り組んでいただいて、ありがとうございます。そしてPSマークについてなのですが、これはお子さん方のみならず、成人でも知らない消費者の方が多いのではないかと思います。ですので、教育の段階から、まず安全を価値として商品を選ぶようにPSマークなどの周知をすること、それからどうしたら安全を確保できるのかという課題解決型の学習を促していくということをやっていただければと考えます。

以上です。

○三上部会長兼委員長 東嶋委員、ありがとうございました。続いて片岡委員から御発言をお願いいたします。

○片岡委員 オンラインマーケットプレイス協議会の片岡です。2点、申し上げます。

まず1つがインターネット取引の製品安全に関してなのですが、プラットフォームと経済産業省の連携というのは非常にうまくいっていると思っておりまして、行政側でも積極的に動いていただいて、プラットフォーム側も積極的に協力したり、出店者への対応をしたりということをやって、お互いにノウハウを蓄積したり、情報の連携を密にしたりということができておりますので、海外でのプレッジの紹介などもありましたが、またこれを

発展させるということになれば、より効果的な方法などをプラットフォーム側と相談して、よりよいものにできればと思っていますので、引き続き、こういった連携を継続していきたいと思っています。

もう一点が、38ページでモール事業者と、届出情報の活用の話と、あと79ページのところで保安ネットの話が出ていました。この2つ、非常に重要だと思っております、手続の電子化などが進むと、いろいろなデータが活用しやすくなるということで、届出データをぜひ今後、オープンデータというか、消費者も見られるような形にしていきたいと思います。自分が買おうとしているもの、あるいは持っているものについて、届出情報がどうなっているのかというのを、プラットフォームのみならず、消費者なども閲覧できるような取組が進められるといいのかなと思っています。いきなりデータを全部整備すると大変だと思いますので、近いものからということもあると思いますが、ぜひ活用していただければと思います。

以上です。

○三上部会長兼委員長 片岡委員、ありがとうございました。

今の2つの御意見について、事務局から何かありますか。

○田中 まず東嶋委員からは、3点御指摘をいただいております、高齢者事業、しっかりデータを集めて、それを開発に役立てていくといいのではないかとということで、御指摘のとおり、しっかりデータを取得して、そういった方向に向けて取り組んでいきたいと考えております。

2番目、PSアワードのところですが。広報の工夫が要るのではないかとということでございます。そこは我々も全くそのとおりだと思っておりますので、うまく広報を工夫して、我々がやっている取組などもしっかり理解していただくように進めていけないかと思っております。

3番目、PSマークを知らない人もいるのではないかと。そういったところの周知も含めて課題としてあるのではないかとということでございます。その点についても、我々も全く同じでございます、安全を価値としてちゃんと認知していただけるように、子どもから、さらに大人、おじいちゃん、おばあちゃんを含めて、どうやったら伝わっていくかというところ、いろいろ悩んでいるところではありますけれども、引き続き工夫できないか考えていきたいと思っております。

片岡委員からは2点ございまして、1点目はインターネットの製品安全について連携が

うまくいっているのではないかというところを御指摘いただきました。我々もそうだと思います。今後の製品安全誓約、プレッジの取組を考えていくときにも、うまく連携して、より安全性を高めていきたいと考えているところでございます。

2点目は届出データの電子化に伴って、いろいろなデータも外に出していただけないかというような御指摘だったと思います。その点も、我々も重要な課題だと考えておりますので、どういったことができるのか、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○三上部会長兼委員長　　ありがとうございました。

それでは、水流委員、どうぞ御発言ください。

○水流委員　　ありがとうございます。東京大学の水流と申します。

特に子どもの玩具に関する安全基準なのですけれども、このあたりを指定する法律というものが、欧米諸国に比べると日本の場合はほぼないに等しいのではないかという危惧がございまして。そのあたりがいかげな状況かということの確認と、それから、具体的にはマグネットボールという玩具についてです。マグネットボールは、モールでしか売られていない、モールでしか購入できない。それは、日本の国内では作っていない、世界中のマグネットボールがほぼ中国で作られている。欧米諸国では、マグネットボールのサイズとか磁力の強さとかいった問題で、きちっと規制する法律があるのです。それが日本にないので、モールには出店されていて、それを日本の市民が子どものために買うといった現象が起こっていて、そのマグネットボールを買い与えた子どもではなく、もっと小さい赤ちゃんとか幼児が、それを飲み込んでしまって、お腹の中で腸等が閉そくしてしまって手術になるといったような、非常に痛ましい事故がたくさん起こっております。まず個人輸入をなくすためには、モール事業者さんが、出店する輸入事業者に、出店させないようのできるための動機づけや理由が必要となります。日本国内ではこの商品は作ってもいけないし、売ってもいけないというようなルールがないといけません。マグネットボールの場合はそのほとんどが中国が製造元になっていて、中国の法律としては、その国の法律に従って対応するになっているので、日本だけに流れ込んでくる現象が起こっているようです。このマグネットボールの件と、子どもの玩具一般に関する安全基準等の法律についてどうなっているのか、お答え願えますでしょうか。

○三上部会長兼委員長　　ありがとうございます。それではもう一方、関委員からの御質問を受けてから、お答えをお願いしたいと思います。関委員、どうぞ。

○関委員　ありがとうございます。3点ほど御指摘したいと思います。

1点、まず高齢化の観点でいきますと、身体機能が低下していく中において、製品も、今まで使っていて安全だったものが必ずしもそうではなくなる。例えばシルバーカーというものは、身体機能が落ちてきたときに十分に安全ではなくて、よりしっかりしたものにしなければいけないということが起こるのですが、これを消費者、使っている人が選択するのはなかなか難しいところがあるのです。広報等で、どう、そののところを見てあげるかということが社会的な、大事な課題になっていると思います。

2つ目は、レンタル、あるいは中古の市場です。そういう市場というのは非常に増えてきています。その際にメンテナンスということがすごく大事になってくるのです。本当に基本的にガタがあるかとか、ゆがみがないかとか、そういうレベルの確認で防げる事故というのは幾らでもあるのですが、それが意外とできていない部分があるように見受けられます。これも何らかの対応が欲しいところではないかと思います。

それからもう一つは、技術の変化というか、社会の変化という意味で、今、子どもの用品の話も出ましたけれども、例えば傘。今まで子供用のジャンプ傘はSGの対象にしてこなかったです。やはり飛び跳ねるときのリスクというものを考えていたのですが、しかし、これだけジャンプ傘が普及してきたときに、そもそもジャンプ傘を全く対象にしないということ、これも社会的なニーズから合わないです。そのときに、便利なものには便利なものなりの安全な使い方があるのだということもちゃんと普及していくということが大事なのですけれども、これもやはり官民合わせた取組が大事だと思っております。

以上です。

○三上部会長兼委員長　ありがとうございました。では、もう一方の質問を受けてからにしましょうか。唯根委員、御質問をどうぞ。

○唯根委員　ありがとうございます。私、質問というよりは意見ですが、今、皆様から出た御意見を伺っていて、63ページで製品安全コミュニティの御紹介をいただきました。私も知って、本当にお子さんのことに対しても、高齢者の問題に関しても、多くの方が情報共有できる場として、このコミュニティをもっと発展させていけば、広報的なことも含めて、大きく広がっていくのではないかと感じたものですから、一言、意見として言わせていただきました。ありがとうございます。

○三上部会長兼委員長　ありがとうございました。

それでは、事務局から幾つかのお答えをお願いできますでしょうか。

○田中製品安全課長 水流委員からは玩具の法律がどうなのかという御指摘だったと思います。そういった意味では、玩具に特化した法律というのはないわけです。ただ、民間の玩具協会のほうでのS T基準とかありますので、そういった基準を満たしている製品については一定の安全性が確保されているのかなと考えております。

あと、マグネットボールの御指摘がございました。こちらについては我々も承知しておりまして、後で議題にも出てくるのですが、消費者庁の事故調からも意見具申などをいただいておりますので、我々としても何らかの規制を導入できないかということで検討してまいりたいと考えております。

関委員からも御意見をいただいております、どうやってうまく周知していくかといった御指摘をいただいたと思っておりますけれども、我々も、その使い方とかも含めて、官民でいろいろ工夫していく必要があるということはそのとおりにかなと思います。

あと、中古市場のところもいろいろ課題があるということで、なかなか難しいところではあるのですが、御指摘についてはそのとおりにかなと思います。

唯根委員からは、製品安全コミュニティをもっと発展させたほうがいいという御指摘でしたが、我々としても、まさにP Sアワードの受賞することの大きなメリットではないかと考えておりますので、このコミュニティの活動を活性化させて、充実させていきたいと思っておりますし、取組がなかなか世の中に対して分かりにくいというところについても、何かできないかということも検討していきたいと考えております。

私からは以上です。

○三上部会長兼委員長 ありがとうございます。

それでは、次の議題に移りたい時刻ではあるのですが、今、お二方、挙手されていますので、手短に御意見なり、御質問なり、お願いいたします。まず倉貫委員、どうぞ。

○倉貫委員 すみません、手短に、プレッジについてお伺いしたいのですが、これまで非常に先駆けてモール運営者との連携を進めてこられて、法律もつくられているわけなのですが、このプレッジをやることで、どういう効果を期待されているのかということをお聞かせください。

○田中製品安全課長 プレッジの効果という意味では、プレッジは、我々が今までやってきた取組ではカバーできないようなところも含まれた、非常に広い内容であると考えておりまして、例えば、オーストラリアのプレッジの内容のところ、43ページです。こちらでいいますと、例えば、販売者に対して研修を行うというような項目が左側の4つ目に入

っておりますけれども、こういった、モールの皆さん方が出品者に対して、いろいろコンプライアンスに対する教育を行っていくとか、こういった取組も入っております。あと、さらに5番目、消費者に対する情報の発信、この辺もしっかりやっていきますというのが入っていて、このあたりは法律とか、我々が今まで法律に違反していたら出品削除をお願いするみたいな取組をやってきたのですけれども、これよりもちょっと広い取組かと思っておりますので、製品安全誓約の取組を進めることによって、今までよりもモールの皆さん方の取組が広がるという点で、よりインターネットモールの市場の製品安全が高まるのではないかとこのことを期待しているところでございます。

○倉貫委員　ありがとうございました。

○三上部会長兼委員長　それでは鷺田委員、お願いいたします。

○鷺田委員　私は、質問ではなくて意見でございます。高齢者の取組の件、非常によいもの多くて、よいなと思って、このまま続けていっていただければと思いますけれども、すぐ隣の問題として、認知症患者の増加というのがあると思います。現状、600万人ぐらいいる。これがこの先、10年で1,000万人を超えるというような推計もありまして、1,000万人になると人口の10分の1というレベルに入ってきますので、そうなると、今までの安全とはちょっと違う、根本的な安全対策が必要になってくると思います。それで、今すぐというわけではないのですが、認知機能に障害があるような方について、製品安全の立場として、どのように取り組んでいくかということは中長期的に取り組んでいくテーマかなと思いますので、一応、申し添えさせていただきます。

以上です。

○三上部会長兼委員長　ありがとうございました。片岡委員も挙手されていますので、貴重な機会ですので、最後、片岡委員、御質問、御意見、お願いいたします。

○片岡委員　片岡です。すみません。先ほどプレッジの効果について御質問があったので、オンラインマーケットプレイスとしての意見を申し上げておきますと、既に会員企業の中では、プラットフォームとして出品者に教育とか研修とかをしていたり、あるいは消費者への注意喚起といったことをやっているところもありますので、プラットフォームとしては、プレッジという形にこだわることはなくて、今やっている取組をより発展させていくということについて、非常に前向きであるということをお申し添えておきます。

以上です。

○三上部会長兼委員長　ありがとうございました。資料1、活発に御議論、御質疑いた

だきまして、ありがとうございました。

次の議題に進ませていただきます。資料2につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○田中製品安全課長　それでは、資料2について御説明をさせていただきます。

これは全体の目次でございます。

次のスライドをお願いします。まず1つ、これは審議事項ですけれども、非純正のバッテリーの安全対策ということでございまして、非純正のバッテリーについてはリコールが行われたというような事例も最初に御紹介させていただきましたが、それ以外の非純正バッテリーの事故を検証いたしまして、いろいろ分析を行ってくと、対応する必要があるかなというところが分かってきたところでございます。

3ページの左側に図を書いております。非純正のバッテリーは、電池が直列につながっているパターンが多いのですけれども、こういうときに全体の電圧監視を行っているのですが、個々の電池ブロックでの電圧監視を行っていないという場合があります。そうすると、満充電したときにもそれを検知できずに過充電になってしまっていて、結果的に発火してしまうと、こういった事故が起こることにつながってまいります。ですので、こういった直列につながっている電池については、全体の電圧監視だけではなくて、それぞれの電池ブロックで電圧監視をしていく必要があると考えております。

現在のルール上は、この青いところの2番目に書いてありますけれども、技術基準解釈の別表第9というものと国際規格に対応した別表12と、2つ、どちらでもいいとなっております。ただ、別表9のほうでは一個一個、個別の電池ブロックの電圧監視をしなければいけないのかどうかというのが、やや曖昧になっていて、別表12には明確に電圧監視をそれぞれのブロックでやらなければいけないと書いてあります。であれば、この別表12に一本化してしまえば、非純正のバッテリーであっても、必ず一個一個の電池で電圧監視をしなければいけないということになりますので、こういった方向で規制の見直しを行っていきたいと考えております。いろいろな手続等もありますので、若干の時間はもちろんかかりますけれども、この3ページの下に書いておりますように、2022年中をめどに改正するという方向で進めてまいりたいと考えているところでございます。それが1点目でございます。

続きまして、2つ目がガストーチに関する規制でございます。

5ページ目でございます。ガストーチというのはこちらの図で示させていただいており

ますけれども、ボンベに直接くっつけて、火が出るという、そういった製品でございます。最近、こういうのが出てきたということでございまして、キャンプがコロナで人気だとか、いろいろな料理にも使って見栄えがするとか、こういったところで人気になっている製品でございますけれども、見た目からも分かるように、やはり危ないところもありまして、これによって火事になったり、事故も最近は増えてきているところでございます。ですので、これについても対応が必要かなと思っております。

次のスライド、6ページでございます。これは国内品と海外品がありまして、国内品は結構業界団体が対応を進めていただいているのですけれども、海外品は何もやられていないということで、事故を防ぐという観点からは不十分かなと考えておりますので、このガストーチというのも規制対象にして、海外品であっても一定の基準を守っていただくと、こういうことが安全のために必要ではないかと考えております。ただ、この製品、今、技術基準がないので、まずこれを整備するというところを行って、それから規制に進めていけないかと考えているところでございます。これが2点目のガストーチの話でございます。

続きまして7ページでございます。乳幼児の誤飲による事故への対応ということでございます。

これは水流委員からも少しありましたけれども、マグネットボール等の話でございまして、小型の玩具について、乳幼児が誤飲する事故が発生しているところでございます。もともと乳幼児用の製品ではないのですけれども、誤飲してしまうということで、これを口に入れてしまうと、例えばマグネットボールであれば磁石が強力で、複数の磁石を飲み込んでしまって、それがくっついて出てこないといったようなことが起きております。ですので、取り出すためには手術をしなければいけないといったことになってまいります。あと、右側にある水で膨らむボールというのも、小さいのですけれども、間違えて食べてしまうと、体の中で膨らんでしまって、出てこないということで、同じように手術しなければいけないという話になりますので、対応が必要になるような案件であるということでございます。

消費者安全調査委員会（消費者事故調）のほうでも調査を行っていると書いてありますけれども、実は昨日、意見具申をいただいております。規制をどうするか、しっかり検討するようにということでございました。また水で膨らむボールにつきましても、事故も起きているということもそうですし、これもちょうど昨日なのですけれども、国民生活センターから注意喚起、御意見をいただいているところでございます。こうしたことも踏ま

えまして、こういった製品、どうやって規制できるのかということこれから検討してまいりたいと考えているところでございます。こちらが、乳児用の誤飲事故への対応ということでございます。

続きまして4番目、電気消毒器と電波雑音の規制の話でございます。これは1点が報告で、1点が審議ということになります。

まず10ページでございます。電気消毒器の話は、昨年のこの会議の場でも御紹介させていただいておりますけれども、コロナの中で、左側の図にある、こういった電気消毒器のタイプとして、①ではなくて、②とか③のような、直接照射するタイプのものが出てきて、それが電気用品安全法の基準の対象なのかどうか、ちょっと分かりにくいという課題がありました。昨年、関係のルールの見直しを行いまして、これは対象ですということを確認し、いろいろな基準も整備させていただいたところでございます。これは御報告ということでございます。

その次のスライドでございます。11ページでございますけれども、これは照明器具の雑音の強さの見直しということでございます。これはC I S P Rという国際基準に整合化させるといった改正を行ったということでございます。具体的にはLEDランプの改正を2021年の12月末に行ったところでございます。今後につきましては、ほかの照明器具もありますので、同様に国際基準規格であるC I S P Rに準拠する改正を行っていきたいと考えておりまして、右側にスケジュールを書かせていただいておりますけれども、2022年の8月をめどにルールの改正を行っていきたいと考えております。

続きまして、5、6、7は御報告でございます。

13ページでございます。タイマーで自動運転ができる、こういったガス機器があるのでございますけれども、これについての解釈がなかなか明確にされていなかったもので、これを明確化すると、こういった改正を昨年行ったところでございます。

その次がI o T製品の関係でございます。

15ページ、I o T製品の関係につきましては、昨年の4月にガイドラインを作成いたしました。製品設計の段階で、I o T製品については安全機能と通信回線をちゃんと分離して、そうすれば、通信に問題があっても安全機能は維持できるということになるので、これが大事ですよという考え方とか、こういうのを提示させていただいたところでございます。これにつきましてはいろいろ関係する業界の皆様方とも議論させていただいておりますけれども、ちょっと分かりにくいとか、もうちょっと具体例が欲しいとか、いろい

ろ御意見を頂戴しておりますので、引き続き、せっかくつくったガイドラインが使われていくように、いろいろ連携させていただきながら、取組を進めていきたいと考えているところでございます。

16ページ、17ページは、そのガイドラインの概要ということでございます。

最後、7番で、19ページでございます。これは電気用品整合規格検討ワーキングというのをやっております、この産構審の製品安全小委員会の下にワーキンググループをつくっております。こちらで活動を行っていて、電気用品安全法の技術基準にJ I S等の規格が合っているかどうかというところの御検討をいただいております。その紹介でございます。今年度は5月、9月、あと2月に合計3回開催させていただいているところでございます。引き続き、ワーキングで取組の検討も進めていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○三上部会長兼委員長 田中課長、ありがとうございました。

それでは、7件のうち最初の4件は審議事項ということになります。ぜひ御意見をいただければと思います。どうぞ御自由に御発言をお願いします。まず青柳委員から、どうぞ。

○青柳委員 ありがとうございます。ガストーチについては非常にタイムリーな取り上げで、ぜひやっていただきたいと思います。

それから乳幼児の誤飲に関して、玩具について、これも本当に重要なことですので、ぜひ進めていただきたいと思っております。

消費者というか、子どもを育てた経験から述べさせていただきますけれども、玩具については、一定の年齢を超えると、もうそれで遊ばなくなってしまうのです。それで、悪気なく、誰か使える人がいたら使ってほしいという善意で、例えば今でしたら、メルカリですとか、あと、テレビで最近よく見るのがジモティーというのですか、地元の掲示板とかいって、要するに民民でやり取りするような場面で中古品が流通していく可能性が非常に高くなっていると思われま。

実は我が家の孫も、ネオジム磁石が使われているというマグネットブロックみたいなものを使っていたことがあるのです。そのとき、私はそれほど危険なものが入っているという認識は正直ありませんでした。もし回りのプラスチック部分が壊れたら、ネオジム磁石がこぼれ出てしまって、それを飲んでしまったらどういうことになるのかというところまで知らずに使っている人がとても多いと思います。なので、その辺の危険性みたいなことも一般消費者に分かるように伝えていただきたいですし、あと、主要モールに働きかけるだ

けではなくて、その国民のやり取りを運営する会社に対しても何か働きかけをしていただければと思います。

以上です。

○三上部会長兼委員長 青柳委員、ありがとうございました。引き続き何人かの御意見を頂戴した後で事務局からのお答えをいただきたいと思います。どなたが先立ったか、すみません、見落としてしまったので、片岡委員、水流委員、倉貫委員という順序で、これから御質問、御意見をお願いいたします。片岡委員、どうぞ。

○片岡委員 片岡です。私、最後だった気がするのですが、気が引けるのですが、しゃべってしまいます。

「乳幼児の誤飲による事故への対応」のところなのですけれども、プラットフォームとしても、やはり事故は起きてほしくないと思っております、できれば製造者とか販売者に対する法的ルールが明確になっていると、プラットフォームとしても非常に対応しやすいというところがあったり、その製品自体の規格について何かするのか、あるいは表示とか広告について何かするのか、あるいは販売行為そのものに対して何かするのか、いろいろなタイミングでの規制の在り方というのがあると思いますので、ぜひ効果的なやり方を検討いただければと思っております。

それで、法律ができる前であっても、プラットフォームに協力を要請してくれということが事故調の報告にもありましたので、それもどういったことができるか、ぜひ積極的に検討して、前向きな対応ができればと思っております。

以上です。

○三上部会長兼委員長 ありがとうございます。続きまして、水流委員、お願いいたします。

○水流委員 ありがとうございます。先ほど御回答ありがとうございました。国内で製造している玩具であるとか、あるいは国内の販売店に存在している製品に対しては、今のやり方でも製品安全の網をかけられるのですけれども、世の中変わってきて、ネットモールというところにみんなが殺到するようになってくると、そこには個人輸入の形で購入できてしまうというものがかなり入ってくる。その中の一つで、代表的なものがこのマグネットボールになっているようなのです。中国の場合には、中国の国内では禁止をしているのです。その玩具はいけなくなっているのに、国外に輸出する場合には、その輸出先の国の法律に従うことというルールになっているようです。つまり主要先進国の中では、日

本だけがその法律がなくて、個人輸入でネットモールを介して入ってきているという状況なのです。ネットモールの事業者さんも、今、おっしゃられましたように、削除するときには明確な、正当な理由がないといけないと思いますので、ぜひ危険な玩具とか、そういう玩具の条件みたいなものを規定した何らかの法律を制定していただきたいと考えます。既存の製安法の改訂でできるのであれば、急ぎますのでそれがいいと思います。その国にその製品の輸入・販売を禁止するという法律がない場合には輸出してもいいという、今の中国の法律を考えると、今後、類似の危険な玩具がどんどん入ってくるリスクがあるということで、ぜひ早急に考えていただきたいと思います。幸い経産省さんのほうでネットモール事業者さんのコミュニティ形成や、リコール対応などを大変うまく進められていますので、ぜひ同様にうまく機能して、ネット事業者さんが削除しやすい条件を整えていただけたらと思います。ありがとうございます。

○三上部会長兼委員長　ありがとうございます。続きまして、倉貫委員、どうぞ。

○倉貫委員　リチウムイオン電池の安全対策で、この規格について教えていただきたいのですが、先日、蓄電池メーカーのエリーパワーに行って、副社長さんにお話を伺ってきて、テュフラインランド安全規格というのに準拠していて、実際、くぎを刺しても発火しないとか、あるいは過充電試験とかで一切問題ないというような安全性が高いというお話を聞いてきたのですけれども、このテュフラインランド安全規格というものをどんなように経産省としては考えていらっしゃるのか。非常に厳しい規格だと思うのですけれども、規格をさらに引き上げるとか、厳しくするとかということについてはどのようにお考えなのか、教えてください。

以上です。

○三上部会長兼委員長　それでは、西田委員の御質問を受けてからでいいですか。西田委員、どうぞ。

○西田委員　西田です。よろしく申し上げます。

繰り返しになるのですけれども、マグネットボールのところですか。2017年だと思うのですけれども、東京都に働きかけをして、海外でもこういう事故が起きているということで、東京都から注意喚起を行っていただきました。ここに書いてある国センからの注意喚起はもうちょっと後の話だと思うのですけれども、その後、やはり日本でも重大事故が起きて、それで一連の流れにつながったということなのです。海外で重大事故が起きている場合には、もう日本で流通すると必ず起きてくるので、海外との情報交換とか、日本で起こる前

に止める仕組みというのでも検討していただけるといいかなと思いました。磁石に関しては法律というか、新しい安全基準をつくっていただきたいと思っています。今日も学生が卒業プレゼントのラッピングを買うために百均に行ったと言っていましたけれども、百均には、飲み込み可能な小さなネオジム磁石が売っています。非常に強力なものが売っているというので写真を送ってくれましたけれども、今は全然取締りがないので、子どもが飲めるサイズのものもどンドン売られているということなので、今のままでは、再発の危険が高いかなと思いました。

以上です。

○三上部会長兼委員長　　ありがとうございました。

それでは、以上、まとめて、田中課長、お願いいたします。

○田中製品安全課長　　まず青柳委員からは、ガストーチはぜひやっていただきたいという話と、マグネットボールのようなところもしっかりやっていただきたいと。あと、民民のところでの働きかけも出ていましたけれども、実はモールとの協力という中にAmazonさんとか楽天さんは入っているのですが、メルカリも入っておりまして、そういう意味ではメルカリさんともちゃんと連携しながら、そこは引き続きやっていきたいと思っております。危ないところの周知とか、いろいろな点で連携できるのではないかと考えております。

あと、片岡委員からは、プラットフォームとして対応しやすいように規制等を考えて欲しいと。いろいろな段階での規制があり得るのではないかということの御指摘をいただきました。そのとおりにかなと思います。規制もいろいろなやり方があると思いますので、どいういったやり方が一番効果的なのか、よく考えていきたいと考えております。事故調からいただいている意見の中にも、モール事業者といろいろ検討してというのが入っていたというのもそのとおりでございまして、そこもまた別途御相談させていただければと思っております。制度ができる前の対応ということだと思っておりますので、まずできるという意味ではそういうところをしっかりとやっていきたいと思っております。

あと、水流委員からはマグネットボールの関係で、中国の制度は輸出先の国の制度によって輸出する、しないというのが決まっているという御指摘、非常に大事な御指摘だと思います。そういったところも踏まえて、まずはマグネットボールをどうするかとか、水で膨らむ吸水性ボールをどうするかというところがありますけれども、玩具をどうするかというところを含めて重要な課題だと思っておりますので、我々のほうでどういことがで

きるのか、検討していきたいと考えております。

倉貫委員からは、リチウムイオン電池の規格について御指摘がありました。テュフの規格は、私、あまり承知していないので、分からないのですが、一般的には、IEC、ISOの規格というのがある、例えば今回のリチウム電池であれば、IECの規格がある、日本のルールでは、それを満たしていればいいですよと、別表12ではそういうことを言っているということでございます。そういう意味では、規制で使う基準というのは、海外との整合はかなり図られているのかなと考えておりますし、当然、日本は其中で一番厳しいものに合わせているという理解をしております。ですので、引き続き国際的な規格の動向もよく見ながら、最新の、最も厳しい海外の規格に合わせていくということかなと思っております。

西田委員からは、海外で起きているのであれば、しっかりそれを把握して、日本で事故が起きる前に対応したらいいのではないかと御指摘、それも全くそのとおりだと思います。最初のほうでちょっと紹介しましたが、NITEのほうで、海外でリコールされているものの情報をチェックして対応していたりということもありますけれども、それ以外にも、いろいろな海外での規制動向をしっかり情報交換していくのが大事だと、私も思っております。いろいろな場を通じながら、海外の政府機関とも意見交換等させていただいておりますし、ネットのほうでもいろいろな動向を、欧米であれば、全部英語で取れますので、そういうのもちゃんと見ながら、日本の規制が遅れないようにしていきたいと考えております。

それから磁石について、いろいろな基準等をつくってほしいということも御意見をいただいております。どういった形で規制するのかというのは、いろいろ論点があるかなと思っております、もちろんマグネットボールは規制するということだと思うのですが、百均で売られているものがマグネットボールなのか、私はよく分からないのですが、何ができるのかというのをよく検討していきたいと考えております。

私からは以上です。

○三上部会長兼委員長　　ありがとうございました。審議事項の内容につきましては、この方向で強力に進めてほしいという御意見だったように思いますので、事務局のほうで早急な具体化に向けて御検討いただければと思います。特に事業者の方がきっぱりと断れるような基準をぜひつくってほしいということですね。海外の事故事例からも学べるようなスキームづくりというのは大変貴重な御意見だったと思います。ぜひよろしく御検討いた

だければと思います。

それでは、3番目の議題です。長期使用製品安全点検制度の見直しについてということで、これも事務局からまず御説明をお願いいたします。

○田中製品安全課長 最後、資料3でございます。これは御報告事項でございます。長期使用製品安全点検制度の見直しの内容でございまして、昨年の審議会で、こういう方向でやりますということを御説明させていただいておりましたけれども、実際にルールの変更を行いましたというところの御報告でございます。

まず1ページでございます。特定保守製品という制度があるのですが、この対象品目がこれまで9品目だったところ、いろいろな事故のデータなども踏まえて、事故が減ってきている、この7つの製品については特定保守製品から外すと、そういう方針が令和2年9月の審議会で諮問、答申されたということでございます。これを踏まえまして、昨年8月1日に消費生活用製品安全法の施行令を改正いたしまして、この対象品目から7品目を削除したということの御報告でございます。その結果、今、対象となっているものは9から2になったということでございまして、下に書いておりますけれども、石油給湯器と石油風呂釜が現在の特定保守製品ということになります。

その次、2ページ目でございますけれども、このルールをつくるに当たって、経過措置も規定されておりますので、こちらに書かれているような、除外されたものも一定の期間は経過措置があるという形になっております。また、経過措置が終わってしまうとどうなるかということ、規制の対象から外れていくわけですが、我々としては自主的な点検というのを積極的に受けていただくことを推奨しているところでございます。

3ページ目でございますけれども、こちらがこれまでの改正の流れでございます。こういった形で昨年8月にルールの改正を行ったということでございます。

ルールの改正を行うときには、きちんと関係者に周知をすることが非常に大事になってまいりますので、ホームページにいろいろな情報、パンフレットを載せたり、オンラインの説明会をやったりというようなこと、あとQ&Aをつくったりとか、いろいろな取組をやってきたという御紹介でございます。

次のスライドをお願いします。残りの2つの製品の現在の状況でございます。事故自体は減ってきているということかと思うのですが、やはり事故が起きているという意味では、出荷台数が多いエリアで起きているのかなというところでございます。

次のスライド、6ページでございます。減少傾向にありますけれども、全体としてはま

だ1 PPMを下回っているわけではないということかと思っております。2009年から2019年の結果について集計いたしますと、引き続き製品起因、経年劣化の事故があると考えております。

7ページ目でございます。特にこの2つの品目について起きている事故についていいますと、多くは制度ができる前に製造された古いものということでございますので、我々いたしましたは、もちろんこのルールに基づいた点検をしっかりとやっていきますけれども、こうしたところを引き続き課題として何ができるか、検討していくということかと考えております。

私からは以上です。

○三上部会長兼委員長 田中課長、ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対する御質問、御意見など、お願いいたします。――多少早めに進行しておりますので、これまでの議題についての御質問も受けていいですか。

○田中製品安全課長 はい。

○三上部会長兼委員長 それでは、議題3につきましては、特に御意見、御質問はないようではありますが、随分慌ただしくここまで進んでまいりましたので、これまでの議題につきましても、もし御質問、御意見などあれば、今、頂戴したいと思います。――よろしいですか。

それでは、どうも皆様、ありがとうございました。以上で予定しておりました議題は終了いたしました。最後に事務局より連絡事項をお願いいたします。

○田中製品安全課長 ありがとうございます。本日の会議の議事録でございますけれども、これは事務局で作成をした上で、後日、委員の皆様方に御確認いただいて、ホームページに公表するという予定にしております。よろしく申し上げます。

また、次回の会合につきましては、開催時期が近づきましたら、このタイミングで考えているという御連絡を事務局よりさせていただければと考えております。

以上です。

○三上部会長兼委員長 ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、産業保安担当審議官の苗村審議官から御挨拶をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○苗村産業保安担当審議官 本日、委員の皆様におかれましては、非常に熱心に御議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日、特に幅広いトピックが議題となっておりますけれども、様々な有益な御指摘をいただくことができたと思っております。いただいた御指摘を踏まえまして、さらに製品の安全性が高まるよう、しっかりと取り組んでまいります。特にリチウムイオンバッテリーやガストーチ、マグネットボール等の規制の見直しについては、しっかりと着実に取組を進めてまいろうと思っております。

また、本日は初めてオンラインマーケットプレイス協議会の片岡委員にも御参加をいただきましたけれども、インターネット取引の増加を踏まえ、インターネット販売の製品安全がますます重要な課題となっております。こうした点も含めまして、本日いただいた御指摘も踏まえて、製品安全行政の在り方についても検討してまいりたいと考えておりますので、引き続き委員の皆様方におかれましては、様々な機会でご支援、御協力をいただくと幸いです。

本日は誠にありがとうございました。

○三上部会長兼委員長 苗村審議官、ありがとうございました。

本日は皆様方の御協力をもって、予定どおり議事を進行することができました。本当にありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会と消費経済審議会製品安全部会の合同会議を終了いたします。本日は御多忙中のところ、長時間にわたり、熱心に御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

—了—

お問い合わせ先

経済産業省商務情報政策局産業保安グループ製品安全課

TEL : 03-3501-4707

FAX : 03-3501-6201